

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成31年3月11日

月曜日

第4470号

目次

告示

○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	1
○都市計画事業の認可	2
○都市計画事業の事業計画の変更認可	3
○指定居宅サービス事業者の廃止の届出	
○指定障害福祉サービス事業の廃止	4

公告

○平成31年二級建築士試験及び木造建築士試験の施行	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	7

告示

富山県告示第99号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により県営開ほつ地区土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月11日

富山県知事 石井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類
県営開ほつ地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成31年3月11日から
平成31年4月9日まで
- 3 縦覧の場所
高岡市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条の3第7項において準用する第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第100号

都市計画事業の認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称
小矢部市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小矢部都市計画道路事業
3・4・23号 駅南中央線
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 富山県小矢部市石動町地内
 - (2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成31年3月11日から平成36年3月31日まで

富山県告示第101号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

富山市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・4・217号 下新西町上赤江線

3 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成21年9月28日から平成36年3月31日まで

富山県告示第102号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

平成31年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者の名称		特定非営利活動法人ささえ愛
サービスの種類		訪問介護
事業所	名称	ヘルパーステーションささえ愛 入善
	所在地	富山県下新川郡入善町中沢 110番地
	介護保険事業所番号	1671700472
廃止の届出を受理した年月日		平成31年2月25日

富山県告示第103号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

平成31年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
自立訓練 (機能訓練 ・生活訓練)	平成31年3月1日	1610200683	ハッピーライフ株式会社	高岡市戸出春日626	赤れんが	高岡市放生津8-1

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

平成31年二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成31年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、富山県建築士法施行規則（昭和25年富山県規則第108号）第13条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により、富

山県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成31年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験日及び時間

(1) 学科の試験

ア 二級建築士試験

平成31年7月7日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 木造建築士試験

平成31年7月28日（日）午前10時から午後5時10分まで

(2) 設計製図の試験

ア 二級建築士試験

平成31年9月15日（日）午前11時から午後4時まで

イ 木造建築士試験

平成31年10月13日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験地

(1) 二級建築士試験（学科の試験、設計製図の試験共通）

富山市五福3190 富山大学工学部

(2) 木造建築士試験（学科の試験、設計製図の試験共通）

富山市五福3190 富山大学工学部

3 受験申込手続（二級建築士試験、木造建築士試験共通）

(1) 郵送による受験申込

ア 受付期間

平成31年4月1日（月）から4月15日（月）までの15日間

イ 申込方法

次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効。）に、必ず簡易書留で郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(2) インターネットによる受験申込

ア 受付期間

平成31年4月8日（月）から4月15日（月）までの8日間

イ 受付時間

受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

ウ 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<http://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し申込みこと。

(3) 受付場所における受験申込

ア 受付場所

富山市安住町7番1号 富山県建築設計会館2階 公益社団法人富山県建築士会

イ 受付期間

平成31年4月18日（木）から4月22日（月）までの5日間

ウ 受付時間

午前10時から午後5時まで

エ 申込方法

受付場所に受験申込書を直接持参して申込みこと。

4 合格者の発表

(1) 学科の試験の合格者の発表

ア 二級建築士試験

平成31年8月27日（火）頃

イ 木造建築士試験

平成31年9月10日（火）頃

(2) 設計製図の試験の合格者の発表（二級建築士、木造建築士試験共通）

平成31年12月5日（木）頃

5 その他

- (1) 郵送による受験申込については、以下ア、イ又はウに該当する者に限り行うことができる。

ア 過去に二級建築士試験の受験をしたことがある者のうち、二級建築士試験

の受験票又は合否の通知書が貼付されている者

イ 過去に木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、木造建築士試験の受験票又は合否の通知書が貼付されている者

ウ 離島等で直接申込ができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者

- (2) インターネットによる受験申込については、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾している者に限り行うことができる。
- (3) 「設計製図の試験」の課題は、平成31年6月12日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。
- (4) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成31年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成31年2月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人富山カウンセリングセンター

3 代表者の氏名

櫻井 ひろみ

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市大泉本町一丁目2番3号大泉ビル33

5 定款に記載された目的

この法人は、原則として富山県内に居住する人々並びに会員に対して、カウンセリングに関する事業を行い、心のケア並びにカウンセリング技術の習得と普及を図ることをもって社会福祉に寄与することを目的とする。